

第 2 4 1 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 元 年 9 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和元年 9月12日 午前10時00分開議
午後 零時27分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員長	東 健 而	副委員長	富 岡 修
委員	原 田 敏 匡	委員	山 本 留 義
”	工 藤 祥 子	”	目 時 睦 男
”	野 呂 泰 喜	”	石 田 勝 弘
”	菊 池 広 志	”	大 瀧 次 男
”	中 村 正 志	”	濱 田 栄 子
”	浅 利 竹 二 郎	”	佐々木 肇
”	齐 藤 孝 昭	”	富 岡 幸 夫
”	川 下 八 十 美	”	半 田 義 秋
”	菊 池 光 弘	”	岡 崎 健 吾
”	鎌 田 ち よ 子		

○欠席委員（1人）

委 員 佐 賀 英 生

○説明のため出席した者

副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二
公 営 企 業 管 理 者	花 山 俊 春
総 務 部 長	村 田 尚
企 画 政 策 部 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真
財務部税務調整監政策推進監	樋 山 政 之
民 生 部 長	中 里 敬
福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健康づくり推進部長	佐 藤 孝 悦
子どもみらい部長	須 藤 勝 広

経 済 部 長	佐 藤 節 雄
都 市 整 備 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 所 長	二 本 柳 茂
大 畑 庁 舎 所 長	立 花 一 雄
脇 野 沢 庁 舎 所 長 縮 減 部 シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 推 進 監	浜 田 一 之
会 計 管 理 者	野 藤 賀 範
監 査 委 員 事 務 局 長	田 中 宏 司
教 育 部 長	松 谷 勇
公 営 企 業 局 長 下 水 道 部 長	濱 谷 重 芳
総 務 部 政 策 推 進 監	角 本 力
総 務 部 副 理 事 市 長 公 室 長	千 代 谷 賀 土 子
企 画 政 策 部 政 策 推 進 監 企 画 調 整 課 長	中 村 智 郎
財 務 部 副 理 事 管 財 課 長	中 村 久
福 祉 部 政 策 推 進 監 福 祉 政 策 課 長	工 藤 淳 一
健 康 づ くり 推 進 部 政 策 推 進 監 予 防 ・ 医 療 課 長	小 田 晃 廣
経 済 部 政 策 推 進 監 観 光 戦 略 課 長	伊 藤 大 治 郎
経 済 部 副 理 事 生 産 者 支 援 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	酒 井 一 雄
公 営 企 業 局 政 策 推 進 監 総 務 課 長 下 水 道 部 政 策 推 進 監	眞 野 修 司
総 務 部 総 務 課 長 行 革 推 進 室 長	杉 澤 一 徳
企 画 政 策 部 エ ネ ル ギ ー 戦 略 課 長	一 戸 義 則
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
財 務 部 財 務 課 資 金 企 画 室 長	古 屋 敷 均
財 務 部 施 設 経 営 戦 略 課 長	飛 内 義 雄
財 務 部 税 務 課 長	吉 田 由 佳 子
財 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	武 市 千 秋
福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 長 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	池 田 雅 文
健 康 づ くり 推 進 部 国 保 年 金 課 長	石 田 隆 司
経 済 部 シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 推 進 課 長 ふ る さ と 納 税 推 進 室 長	福 山 洋 司
経 済 部 産 業 雇 用 政 策 課 長 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長	小 林 睦 子
都 市 整 備 部 用 地 課 長	江 刺 家 格

大畑庁舎市民生活課長	菅原賢一郎
公営企業局施設課長	川島一彦
公営企業局施設課総括主幹	中村満
公営企業局施設課総括主幹	立花永咲
公営企業局施設課総括主幹	太田貢
公営企業局施設課総括主幹	松本邦博
公営企業局下水道課長	中村亨
下水道部下水道課長	
財務部財務課主幹	宮下圭一
財務部税務課主幹	飯田啓太郎
財務部税務課主幹	対馬亮子
財務部税務課主幹	長内誠
福祉部高齢者福祉課主幹 老人憩いの家所長	川端直子
福祉部高齢者福祉課主幹	山崎憲一
福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター医療主幹	辻郁子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	吉田邦子
公営企業局総務課主幹	櫻田誠
公営企業局下水道課主幹 下水道部下水道課主幹	阿部博幸
公営企業局下水道課主幹 下水道部下水道課主幹	本田正大
総務部総務課主任主査	井戸向秀明
総務部総務課主査	畑中佳奈
下水道部下水道課主査	佐藤大輔
総務部総務課主事	柏谷諒

○事務局出席者

事務局長	金澤寿々子	次	長	高杉俊郎
総括主幹	青山諭	主	幹	葛西信弘
主任主査	堂崎亜希子	主	査	井田周作

(午前10時00分 開議)

○委員長(東 健而) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

まず、ここで昨日質疑を行いました議案第86号 平成30年度むつ市一般会計歳入歳出決算、歳出の第2款総務費及び第3款民生費に係る不用額について、財務部長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。財務部長。

○財務部長(吉田 真) 昨日説明不足となっておりました第2款、第3款の不用額の主なものについてご説明させていただきます。

歳入歳出決算書の119ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費についてであります。予算現額11億9,607万5,364円に対し、不用額が3,859万6,069円となっております。これは、育休、病休等により職員の給料及び手当等が減少したことなどが要因となっております。

次に、133ページをごらんください。第4目原子力広報調査費についてであります。予算現額1,528万5,000円に対し、不用額が543万7,938円となっております。これは、当初予算においてリサイクル燃料備蓄センターが平成30年12月に事業開始するものとして財源としております青森県広報・調査等交付金の増額を見越して予算計上しておりましたが、事業開始時期の延期を受け、一部の事業実施を凍結したことなどが要因となっております。

次に、137ページをごらんください。第7目人事管理費についてであります。予算現額3億6,353万2,000円に対し、不用額が996万5,447円となっております。これは、青森県市町村職員共済組合への負担金の追加費用の算定率が引き下げとなったことが要因となっております。

次に、145ページをごらんください。第13目庁舎管理費についてであります。予算現額2億6,166万3,914円に対し、不用額が841万300円となっております。これは、電話交換員の育休による報酬の減などが要因となっております。

次に、161ページをごらんください。第19目コミュニティ推進費についてであります。予算現額4,622万円に対し、不用額が3,393万9,184円となっております。これは、一般財団法人自治総合センターからの助成であるコミュニティ助成事業助成金について、申請件数18団体分で予算計上しておりましたが、実績では2団体の採択となったことが主な要因となっております。

次に、第20目経営改善費についてであります。予算現額1,188万9,000円に対し、不用額が722万334円となっております。これは、地方公共団体情報

システム機構へのマイナンバーカード事務委託費用が減額したことが要因となっております。

次に、175ページをごらんください。第39目地方創生関連交付金事業費についてであります。予算現額8,244万2,000円に対し、不用額が1,548万4,620円となっております。これは、〈まち・ひと・いるか〉イルカと人との共生によるふれあいビーチ in むつわん事業において、イルカの保護実績がなかったことが主な要因となっております。

次に、205ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費のうち、第2目障害福祉費についてであります。予算現額19億6,858万224円に対し、不用額が2,578万7,397円となっております。これは、日常生活用具給付事業、障害福祉サービス事業等に係る各種事業において、利用者や利用日数が伸びなかったことが要因となっております。

次に、221ページをごらんください。第2項老人福祉費のうち、第1目老人福祉総務費についてであります。予算現額11億4,320万3,849円に対し、不用額は3,030万999円となっております。これは、介護保険給付費の見込みが下回ったことで、介護保険特別会計への繰出金が減額となったことが要因となっております。

次に、257ページをごらんください。第4項生活保護費、第2目扶助費についてであります。予算現額24億7,965万円に対し、不用額が7,376万7,704円となっております。これは、被保護人員及び世帯数ともに減少となったこと、また年金の受給資格要件が緩和され、新たに年金を受給する方がふえたことが要因となっております。

以上が第2款、第3款の不用額についてのご説明とさせていただきます。

○委員長（東 健而） それでは、これより昨日に引き続き議案第86号 平成30年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

昨日は、第10款教育費までの質疑が終わっておりますので、本日は第11款公債費から審査してまいります。

第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、531ページをお開き願います。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります。これは長期借入金の元金償還及び繰上償還に要した経費であります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期借入債及び一時借入金の利子の支払いに要した経費であります。

以上でございます。

○委員長（東 健而） これで第11款公債費の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(吉田 真) それでは、533ページをお開き願います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてであります。これは一部事務組合下北医療センターが行っております病院事業及びむつ市公営企業局が行っております水道事業に対する一般会計の負担金、補助金、貸付金等となっております。

また、不用額となりました182万4,078円につきましては、水道事業会計における決算見込みにより負担金が減額となったことが要因となっております。

以上でございます。

○委員長(東 健而) これで第12款諸支出金の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金の質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(吉田 真) それでは、535ページをお開き願います。

第13款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うために各款の事務事業に充当するものであります。

以上でございます。

○委員長(東 健而) これで第13款予備費の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○委員長(東 健而) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部税務調整監。

- 財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） それでは、歳入のうち第1款市税についてご説明いたします。決算書の17ページをお開きいただき、上段をごらん願います。

まず、市税全体の調定額は62億106万2,321円となり、前年度と比較して7,840万8,090円の減となっております。

収入済額は58億7,347万4,275円となり、前年度と比較して6,436万4,607円の減となっております。この主な要因といたしましては、個人市民税、固定資産税及び市たばこ税の調定額が減となったことなどによるものであります。なお、調定額に対する収入済額の割合であります徴収率は94.7%となり、前年度と比較して0.1ポイントの増となっております。

次に、不納欠損額は2,792万9,026円となり、前年度と比較して972万6,443円の減となっております。これにより収入未済額は2億9,993万1,979円となり、前年度と比較して408万3,190円の減となっております。

以上が第1款市税についての説明であります。ご審査のほどよろしく願います。

- 委員長（東 健而） 財務部長。

- 財務部長（吉田 真） 私からは、市税を除く歳入についてご説明いたします。決算書の21ページをお開き願います。

まず、第2款地方譲与税についてであります。これは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税を市町村道の延長や面積で案分し、交付されたものであります。1億8,466万9,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、23ページ、第3款利子割交付金についてであります。これは、預金利子等の収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。1,031万4,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、25ページ、第4款配当割交付金についてであります。これは、一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。973万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、27ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。

これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。780万6,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、29ページ、第6款地方消費税交付金についてであります。これは、消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口及び事業所統計における従業者数で案分し、交付されたものであります。10億9,735万1,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、31ページ、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは、自動車取得税の一部を市町村道の延長や面積で案分し、交付されたものであります。4,522万6,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、33ページ、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは、自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫、レーダーサイト等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し、交付されたものであります。8,546万7,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、35ページ、第9款地方特例交付金についてであります。これは、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収の補填措置として交付されたものであります。2,646万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、37ページ、第10款地方交付税についてであります。これは、国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事業が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税は、前年度に比較して1億5,798万5,000円減の91億6,047万5,000円が交付されております。特別交付税は、前年度に比較して6,960万9,000円減の15億4,122万8,000円が交付されております。合わせて107億170万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、39ページ、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入を交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済み道路延長で案分し、交付されたものであります。426万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、41ページ、第12款分担金及び負担金についてであります。これは、

老人ホーム、保育所等社会福祉施設への入所に係る負担金及び下北圏域障害支援区分認定審査会の設置に係る負担金等であります。2億8,099万4,076円の調定額に対しまして、収入済額は2億4,255万8,616円となっております。収入未済額3,410万5,470円の主なものといたしましては、保育児童保護者負担金現年分288万4,940円及び滞納分3,039万530円となっております。

次に、43ページから52ページにかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、市営住宅、各種公共施設等の利用に係る料金のほか、戸籍等の証明、各種検診、廃棄物処理手数料等多岐にわたる行政サービスの利用に係る料金収入等であります。2億4,979万8,502円の調定額に対しまして、収入済額は2億3,823万4,286円となっております。収入未済額1,156万5,016円の主なものといたしましては、牧野使用料滞納分241万4,317円、市営住宅使用料滞納分776万2,119円となっております。

次に、53ページから67ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは、市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担金や補助金及び委託金であります。77億8,301万8,098円の調定額に対しまして、収入済額は62億1,346万3,098円となっております。調定額との差額分15億6,955万5,000円は、令和元年度に繰り越しいたしました社会資本整備総合交付金、保育所等整備交付金に係る未収入特定財源となっております。

次に、65ページから76ページにかけての第15款県支出金についてであります。これも国庫支出金同様、各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金であります。30億1,005万1,737円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、77ページから82ページにかけての第16款財産収入についてであります。これは、土地、建物、山林、市有牛等の貸し付けに係るものや有価証券配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらに市有地、立木等の売り払いによる収入であります。4,220万8,483円の調定額に対しまして、収入済額は3,376万3,446円となっております。収入未済額844万5,037円の主なものといたしましては、土地貸付収入滞納分105万4,549円、市有地売払収入滞納分120万5,300円、市有牛売払収入滞納分63万7,000円、ヘレフォード種優良雌牛売払収入滞納分83万9,700円及び特別導入牛譲渡料滞納分395万4,217円となっております。

次に、83ページの第17款寄附金についてであります。これは、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度であります、まち・ひと・しごと地方創生寄附活用事業のほか、小学校図書整備、子ども夢育成基金及び育英基金等に係る寄附金であります。1億6,540万8,020円の調定額に対して、収入済額

は同額となっております。

次に、85ページから88ページにかけての第18款繰入金についてであります。まず、基金繰入金であります。これは関根浜沿岸漁業振興基金のほか、各種基金からそれぞれの事業実施等に係る財源として繰り入れたものであります。また、特別会計繰入金であります。後期高齢者医療特別会計繰入金は、保険料の督促手数料収入分を繰り入れたものであります。また、魚市場事業特別会計繰入金は、建設事業実施により生じた消費税及び地方消費税還付金の相当分を繰り入れたものであります。12億673万9,736円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、89ページから104ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは、預金利子、市税延滞金、各種貸付金等元利収入のほか、他の地方公共団体からの事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等であります。25億8,934万5,373円の調定額に対しまして、収入済額は25億2,845万4,637円となっております。収入未済額6,089万736円の主なものといたしましては、水川目地区酪農振興基金貸付金元金収入348万円、奨学金貸付金元金収入現年分270万7,500円及び滞納分2,176万9,000円、生活保護費返還金等現年分129万3,467円及び滞納分3,137万5,389円となっております。

次に、105ページから110ページにかけての第20款市債についてであります。これは、普通建設事業等の財源として借り入れたもののほか、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債等であります。59億9,025万4,000円の調定額に対しまして、収入済額は40億3,165万4,000円となっております。調定額との差額分19億5,860万円は、令和元年度へ繰り越しいたしました事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、111ページの第21款繰越金についてであります。これは、前年度決算剰余金、むつ地区水産物供給基盤機能保全事業等に係る繰越明許費繰越金、また関根中学校整備事業等に係る継続費繰越金であります。4億409万8,255円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（東 健而） これ歳入の第1款市税から第21款繰越金までの説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 全体的な話になるかもしれませんが、2点お伺いしたいと思います。

まずは市税であります。市税収入が前年度よりも少なくなったというふうな説明でありましたが、その数字の動向によって、平成30年度の市の経済がどういうふうになっていたのか。その分析はしたのか。したとしたら、どういうふうな内容なのかお知らせ願いたいと思います。

もう一点は、調定額に対する収入済額が少ないというふうな項目について、収入未済額または不納欠損額を、これが確実に納められると、市の財政的な改善は図られるのかどうかということをどのように考えているのか。2点先にお知らせ願いたいと思います。

○委員長（東 健而） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

収入の動向から市の経済状況はどのようになっているかという部分についてでございます。まず、市税のうち市民税の収入額につきましては、前年度と比較しまして1,555万945円減少したところでございます。この主な要因といたしましては、株式譲渡による譲渡所得、こちらのほうが大きく減少したということでございます。所得の区分ごとに前年度と比較しますと、給与については180万6,000円の減、漁業や農業など含まれる営業所得につきましては767万1,000円の増となっております。このことから、市内の景況というところの認識につきましては、この前年度から大きな変動はないというふうに考えてございます。

次に、収入済額のほうのお話でございます。市税の収入未済額、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額ということでございますけれども、この収入未済額2億9,993万1,979円、こちらの内訳といたしましては、固定資産税の滞納繰越分1億5,974万5,475円及び市民税の滞納繰越分1億1,449万6,598円が主なものでございます。これらの要因といたしましては、固定資産税について相続手続がなされないとか、あとは個人市民税につきましては所得の減少などで滞納に至るケースが挙げられるというようなことがございます。

それで、滞納の解消という部分でございますけれども、納税者個々の実情把握に努めながら徴収対策のほうを進めておりまして、滞納繰越額についても前年度と比較して408万3,190円減少したところでございます。

今後につきましても、新たな滞納者をふやさない対策というところを強化するとともに、青森県市町村税滞納整理機構と連携した徴収強化を図りまして、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 地方創生という事業または言葉が出てから、ことして4年目になります。国も県もむつ市も、景気対策または地域の経済の活性化ということでさまざまな努力をしているものの、この税収の数字を見ると、その効果がほとんど出ていないというふうに思われます。

今後どういうふうな対策をしていくかというのは、平成31年度の予算も既に終わっていますので、そのことは話しませんが、やはりいろんなことをしても、このむつ市の地域の経済が余りよくなっていないということが数字にあらわれていますので、そのところを、行政としてもいろんな考え方を駆使しながら対応すべきだというふうに、この決算で見えると思います。

そこで、調定額と収入済額、先ほどもちょっとだけお話ししましたが、この差の乖離、これどういうふうに分析しましたか、お知らせください。

○委員長（東 健而） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

先ほども少しお話し申し上げましたけれども、本来調定額、満額で徴収率が100%になるという部分では、やはりそれを目指して徴収対策等に努めているところでございます。ただし、先ほど申しました個々の事情等もございまして、これを限りなく100%に近づけるため、さまざまな対策という部分ではとってございます。来年度から納付方法を、また新たなものを取り入れるとか、そういった対策等も考えているところでございます。

さまざま今後も徴収対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 原発関連の交付金ですけれども、61ページの国庫支出金、電源立地地域対策交付金、そして73ページの県支出金、電源立地地域対策等交付金、青森県核燃料物質等取扱税交付金、予算と若干違うのですが、総額で21億円弱という数字でよろしいのでしょうか。

○委員長（東 健而） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（古屋敷 均） 原子力関連施設の交付金につきましてお答えをいたします。

平成30年度におきましては、電源立地地域対策交付金、国分、県分を合わせまして17億3,563万3,174円となっております。これに青森県核燃料物質等取扱税交付金3億1,965万円を加えた市の歳入分の総額といたしましては、20億5,528万3,174円となります。さらに、むつ総合病院交付分3億6,000万

円を加えた原子力関連施設に係る交付金の総額といたしましては、24億1,528万3,174円となっております。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第86号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。平成30年度むつ市一般会計歳入歳出決算に反対討論を行います。

本案は、平成30年度も原子力広報調査費として984万7,062円が実施されました。また、むつ市総合アリーナ整備事業の平成30年度分本決算は3億4,656万6,120円の支出で、むつ市の一般財源から936万6,120円の支出です。そして、むつ総合病院に対する債務負担行為は、平成30年度から令和19年度までの期間として設定し、15年繰り延べとなりました。

財政健全化対策を策定したのは2015年、予想されていたことで、アリーナのような箱物は身の丈に合ったものにすべきと指摘してきました。今議会の行政報告で3億円の増額とありました。これ以上膨らむことのないよう要望いたします。

歳入では、原発関連交付金は24億1,528万3,174円という報告でした。さまざまな暮らし応援の施策が後回しにされています。砂利道の舗装、市営住宅の改修等がおこなわれています。

ことし4月の全国紙の社説で、国内の原発は本格的な廃炉の時代を迎えており、原発マネーはいつまでも当てにできるわけではないと書かれる時代になってきました。原発マネーに頼らない地域づくりへと転換することを求めます。そして、電源三法等を改正し、廃炉に伴う交付金制度等の確立を求めていきます。

以上をもって反対討論といたします。

○委員長（東 健而） これより議案第86号を採決いたします。

議案第86号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者2人）

○委員長（東 健而） 起立多数であります。よって、議案第86号は認定する

ことに決定いたしました。

ここで、10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第87号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） それでは、議案第87号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書555ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額18億5,180万3,867円に対しまして、収入済額は13億2,867万1,097円となっております。収入未済額は4億8,825万6,981円で、収納率は現年度分で93.12%となっております。不納欠損額は3,571万8,689円で、徴収権の即時消滅等により不納欠損処分としております。

次に、559ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。これは国保税の督促手数料で、調定額、収入済額とも同額の90万7,130円となっております。

次に、561ページ、第3款国庫支出金、563ページ、第4款療養給付費等交付金につきましては、国保制度改革に伴いまして、過年度精算分等を見込んでおりましたが、収入はありませんでした。

次に、565ページに移りまして、第5款県支出金についてであります。これは国保制度改革に伴う県単位化で大きく変更となった費目であり、調定額、収入済額とも同額の44億4,852万5,573円となっております。

次に、567ページに移りまして、第6款財産収入はありませんでした。

次に、569ページに移りまして、第7款繰入金についてであります。これは国保税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金とその他一般会計繰入金等で、調定額、収入済額とも同額の6億2,231万7,168円となっております。

次に、571ページ、第8款繰越金はありませんでした。

次に、573ページに移りまして、第9款諸収入についてであります。これは税の延滞金、第三者納付金などで、調定額983万5,077円に対しまして、収入済額は940万7,924円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書577ページをお開き願います。

まず、第1款総務費についてであります。支出済額は2,132万2,342円となっております。そのうち第1項総務管理費は、国民健康保険証の郵送費用や国保連合会負担金などで、支出済額は1,972万5,776円となっております。第2項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などで、支出済額は119万6,354円となっております。第3項趣旨普及費は、優良家庭表彰記念品などで、支出済額は40万212円となっております。

なお、総務費の不用額は274万274円となっておりますが、主なものとしたしましては、一般管理費の役務費で、被保険者の減少などにより郵便料が当初の見込みより減少したことによるものであります。

次に、581ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。支出済額は41億9,043万3,960円となっております。581ページから584ページまでが、その明細となっております。そのうち第1項療養諸費は、保険給付費全体の86.8%を占め、支出済額は36億2,870万5,761円となっております。第2項高額療養費は、支出済額5億4,601万7,537円となっております。次に、583ページに移りまして、第3項移送費は支出がありませんでした。第4項出産育児諸費は、支出済額981万662円となっております。第5項葬祭諸費は、支出済額590万円となっております。

なお、保険給付費の不用額は1億8,490万4,040円となっておりますが、これは被保険者減少等により療養給付等が当初の見込みより減少したことによるものであります。

次に、585ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。この費目は国保制度改革により財政運営の責任主体となる県に国税などを財源として納付するため新設されたもので、支出済額は16億2,023万6,370円となっております。第1項医療給付費分は、支出済額11億1,066万3,586円、第2項後期高齢者支援金等分は、支出済額3億7,912万9,701円、第3項介護納付金分は、支出済額1億3,044万3,083円となっております。

次に、587ページに移りまして、第4款共同事業拠出金についてであります。これはこのたびの国保制度改革により高額な医療費を対象としたいいわゆる再保険事業が廃止となり、事務的経費だけとなったもので、支出済額は931円となっております。

次に、589ページに移りまして、第5款財政安定化基金拠出金は支出がありませんでした。

次に、591ページに移りまして、第6款保健事業費についてであります、これは被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費で、支出済額は7,708万7,110円となっております。591ページから598ページまでが、その明細となっておりますが、そのうち第1項特定健康診査事業費は、支出済額3,996万4,990円となっております。第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用、医療費通知事業及び人間ドック委託料などの経費で、支出済額3,712万2,120円となっております。

なお、保健事業費の不用額は1,676万4,890円となっておりますが、主なものとしたしましては、特定健診業務委託料等の減によるものであります。

次に、599ページに移りまして、第7款基金積立金は支出がありませんでした。

次に、601ページに移りまして、第8款公債費は支出がありませんでした。

次に、603ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります、これは税の還付金、さらには超過交付となりました国・県への精算に伴う償還金、川内、脇野沢診療所運営費分の繰出金などで、支出済額は2億59万6,682円となっております。

なお、諸支出金の不用額は362万3,363円となっておりますが、主なものとしたしましては、一般被保険者の保険税還付金が当初の見込みより減少したことによるものであります。

次に、605ページに移りまして、第10款予備費についてであります、これは第1款総務費の一般管理費、第9款諸支出金へ177万6,661円を充用しております。

次に、607ページに移りまして、第11款繰上充用金についてであります、平成29年度の歳入不足額4,073万4,755円を繰上充用しております。

なお、平成30年度の歳入歳出決算書は、決算書の543ページから550ページにかけて掲載しておりますが、最終的に歳入総額が64億982万8,892円、歳出総額が61億5,041万2,150円となったことから、差し引き2億5,941万6,742円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立てしております。

以上で平成30年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） これで国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） まず、国民健康保険税であります、平成30年度は収入

率が71.8%ということではありますが……間違っていたら訂正をしてほしいと思うのですが、この71.8%についてどのように評価をしているのかというのをまず聞きたいのと、平成30年度の決算をもちまして、最大で7億6,000万円あった累積赤字が解消されることとなりました。この結果は、次期の改定にどのような影響を与えると考えておるのか、2点お聞きしたいと思います。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

まず、収納率の件でございますが、収納率は現年度分で93.12%、滞納分で15.35%でありまして、合計71.75%となっております。この収納率につきましては、税務課と協力、連携しながら、収納対策に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

現年度分は、高い収納率となっておりますが、滞納繰越分になりますと低くなりますので、新たに滞納となる方などを減らしまして、税務課と協力しながら努めてまいりたいと考えてございます。

次に、国保会計についてであります。平成19年度以来、11年ぶりに黒字決算となったところでございます。黒字の要因といたしましては、平成25年度に作成しました健全化計画に基づきまして、一般会計から繰り入れを行ったことや、平成26年度及び平成28年度の税率改正によりまして、収支の改善が図られたというところでございます。また、平成30年度には国保の県単位化などがございまして、国からなどの財政支援があったことが大きいと考えられます。

11年ぶりに黒字となりましたことから、災害などによります税収の減や給付の増加など、突発的な要因に対しまして、弾力的な運営を可能とする財政調整基金を積み立てすることができましたところでありますが、被保険者の減少や少子化、高齢化などの国保の構造的な問題に加えまして、医療の高度化、高額薬剤の保険適用などの要因によります医療給付費の増や税収の減など、年度ごとの収支の変動が大きい要素もありますので、国保制度改革2年目となりますが、保険者努力支援制度などの特別交付金や国の財政支援制度の不確定な要素も多いことから、今後特別交付金の減少も想像にかたくないところでありますので、市としましては引き続き保健事業の推進を図りながら安定運営に努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 保険給付についてお聞きします。

医療機関、市内の医療機関と市外の医療機関への支払いがわかっておりま

したらお知らせください。患者さんの動向が少しわかると思います。

それから、医療給付を受けなかった方、国民年金で1年間も病院にかからなかった方とか、出ておりましたら教えてください。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

市内と市外の医療機関という区別のデータは持ってございませんので、ご容赦いただきたいと思います。

次に、医療を受けなかった方ということでございますが、平成30年度におきましては、5年から10年医療を受けなかった方1名、1年から4年受けなかった方が48名、合計49名となっております。失礼いたしました、世帯でございます。5年から10年が1世帯、1年から4年が48世帯の49世帯となっております。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 医療を受けなかった健康な世帯ということはわかりました。

あとは、市外と市内の給付が、今はデータを持ち合わせていないということですか、それともとっていないということですか。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） そのようなデータをとっていないというところでございます。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） これは、ちょっと重要な問題ではないかなと思います。

やっぱり市民がどういう医療を望んでいるかということが、こういうデータで出てきます。医療改革にもつながると思いますので、できましたらデータをとっていただくようにお願いします。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） これも例に漏れず、収入未済額についてお聞きしたいと思います。

調定額が69億円に対して収入未済額が約4億9,000万円ということで、この収入未済額の数字について、国保に加入している人たちの生活環境がどんなふうになっているのかというふうなことの分析ができると思いますが、当局はどんな感想をお持ちなのでしょう、お知らせ願いたいと思います。

もう一つ、細かいのですけれども、584ページの出産育児一時金、当初予算に対して半分も給付されていません。これも地域動向またはまちの動向、環境、子供が生まれていない、国保に加入している方の世帯から子供が予想

よりも生まれなかったということになろうかと思いますが、そのところの分析、または当初の予算の見積もりをした段階の基本となる考え方がありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

まず、国保税の収入未済額についてでございます。収入未済額については、当課といたしましても大きな金額となっておりますので、税務課と協力しながら解消していきたいところでございますが、国保の世帯の生活というところでございますが、国保税につきましても減免制度もございますので、そのあたり、税務課と協力しながら適正に相談を受け、適正に対応していきたいと考えてございます。

次に、出産育児一時金についてでございます。お待たせいたしました。出産育児一時金につきましては、今年度、予算におきましては56件を見込んでおりましたが、決算におきましては24件と32件少ない決算となっております。この要因といたしましては、国保加入者の皆さんの高齢化ということが挙げられますが、来年度予算におきましては、適正に対応したいと考えてございます。

○委員長（東 健而） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 収入未済額の件について、もう一回再度質疑したいと思います。

国民健康保険、加入されている年齢層からいくと、まずは一般の仕事を退職した60歳以上または65歳以上の方が、割合でいくと多いのかなと思います。一方で、収入が少なく、社会保険ではなく国民健康保険に入っている方が割合を占めるのかなというふうに思っています。

そこで、払いたくても払えない方、または払えるのに払わない方、その割合はそれぞれあるかもわかりませんが、この収入未済額が多いということは、やはり収入が少なく保険料を払えないという方ももしかして多いのではないかとこのように考える方もいらっしゃると思いますので、そのところの割合または状況を知っていましたらお知らせ願いたいと思います。

なお、個人情報にかかわることもあるかもわかりませんので、説明できる範囲の中でお願いしたいと思います。

○委員長（東 健而） 税務課長。

○財務部税務課長（吉田由佳子） お答えいたします。

平成30年度の国民健康保険税の滞納者の総数のうち、所得が200万円未満の世帯が約6割となっております。そのことから、一度の滞納がまた翌年度

に繰り越されますと、現年度と複数年度の納税をされるということになって、さらに納付できなくなるという環境になっているかというふうに考えております。

そのため税務課といたしましても、納税相談のほうに力を入れておりまして、毎月25日から月末まで、納税週間ということで相談を受け付けておりますけれども、相談の内容によりましては、通常であれば8回で納めていただくところをさらに納付の回数をふやして、1回当たりの納付の金額を抑えたりですとか、また内容によっては減免制度のご案内ということもしているところでございます。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 若干お聞きいたします。

この国民健康保険特別会計について、今後は県が主体となってこれから続けていくというふうなことになるわけでございますけれども、今年度は黒字というようなことで、繰り越しの財政調整基金となるというふうなことを伺いました。

ただ、今議論されたとおり、今後はまたどうなるかというようなことはまだわからないわけでありますので、現在はむつ市といたしますか、市のほうから一般会計に繰出金を続けているというような状態にあるわけです。今後は県が主体となるのですけれども、この一般会計からの繰出金は続くのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

繰り出しの件でございますが、今、市の一般会計から国保会計に繰り出しされているものは、法定内の繰り出しのみとなっております。引き続き繰り出しされるものと考えてございます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今わかりましたら、数だけお知らせ願いたいのですが、短期保険証の発行数、資格証明書の発行数等がわかりましたらお知らせください。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

ことし6月1日現在でございますが、資格証明書の交付世帯は127世帯、短期保険証の交付世帯は512世帯となっております。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで議案第87号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(東 健而) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第88号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(佐藤孝悦) それでは、議案第88号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の621ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料についてであります。調定額2億5,667万2,500円に対し、収入済額は2億5,667万5,800円となっております。還付未済額3,300円を除いた収入済額は、調定額と同額となっております。

第2目普通徴収保険料については、調定額9,861万200円に対し、収入済額は9,643万8,400円となっております。なお、収入未済額は213万6,800円となっており、収納率は決算書に明示しておりませんが、現年度分が98.64%、滞納繰越分が66.26%で、普通徴収全体では97.80%となっております。収納率を前年度と比較しますと、普通徴収現年分が0.46ポイントの増、滞納繰越分が1.10ポイントの増、普通徴収全体では0.50ポイントの増となっております。

次に、623ページに移りまして、第2款手数料についてであります。これは後期高齢者医療保険料の督促手数料で、調定額、収入済額ともに同額の14万3,900円となっております。

次に、625ページに移りまして、第3款繰入金についてであります。これは低所得者に対する保険料の軽減分を県が4分の3、市が4分の1を負担

する保険基盤安定制度により繰り入れするもので、調定額、収入済額ともに同額の1億6,942万701円となっております。

次に、627ページに移りまして、第4款繰越金についてであります。これは平成29年度会計の剰余金を繰り越したもので、調定額、収入済額ともに526万1,400円となっております。

次に、629ページに移りまして、第5款諸収入、第1項延滞金、第1目延滞金については収入がありませんでした。第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金については、調定額、収入済額ともに2万3,200円となっております。第2目還付加算金及び第3項雑入については、収入がありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算書の633ページを開き願います。

初めに、第1款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料と保険基盤安定制度負担金を後期高齢者医療広域連合に納付したもので、支出済額は5億2,102万701円となっております。内訳につきましては、平成31年3月までに広域連合に報告いたしました保険料納付金3億5,160万円と保険基盤安定納付金1億6,942万701円となっております。

なお、不用額680万6,299円についてであります。これは保険基盤安定納付金が確定したことによるものであります。

次に、635ページに移りまして、第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金につきましては、支出済額が2万3,200円となっております。第2目還付加算金はありませんでした。第2項繰出金、第1目一般会計繰出金につきましては、支出済額14万2,600円となっております。

なお、不用額117万5,200円についてであります。主なものとしたしましては、保険料還付金が当初の見込みよりも減少したことによるものであります。

なお、平成30年度の歳入歳出決算書は、決算書613ページから616ページにかけて掲載しておりますが、最終的に歳入総額が5億2,796万3,401円、歳出総額が5億2,118万6,501円となり、差し引き677万6,900円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金については、令和元年度へ全額繰り越すこととなります。

以上で平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） これで後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明が

終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで議案第88号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(東 健而) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第89号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長(濱谷重芳) 議案第89号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の641ページをお開き願います。

平成30年度むつ市下水道事業特別会計の歳入合計は13億1,688万645円、次の643ページの歳出合計は13億1,684万3,145円となり、差し引き3万7,500円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金につきましては、令和元年度へ全額繰り越しております。

それでは、まず歳入についてご説明いたします。649ページをお開き願います。

第1款事業収入についてであります。主なものといたしましては、下水道の供用によって受益のある方に対して工事費の一部を負担していただく分担金及び負担金、下水道等に係る使用料等となっております。収入未済額1,758万5,272円の主なものは、下水道負担金に係る滞納繰越分などとなっております。

次に、653ページに移りまして、第2款国庫支出金についてであります。これは公共下水道整備事業に対する国庫補助金でありまして、収入未済額1,473万7,500円は、令和元年度に繰り越したむつ下水浄化センター増設に係る社会資本整備総合交付金であります。

次に、655ページに移りまして、第3款繰入金についてであります。これは本会計の事務事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、主なものといたしましては、地方債元利償還金に係る繰入金等となっております。

次に、657ページ、第4款繰越金はありませんでした。

次に、659ページに移りまして、第5款諸収入についてであります。これは工事の履行遅延に係る延滞金であります。

次に、661ページに移りまして、第6款市債についてであります。これは下水道整備の財源となります下水道事業債、資本費の平準化を図る目的で借り入れする資本費平準化債及び地方公営企業法を適用するための諸費に充てるために借り入れする公営企業会計適用債であります。収入未済額1,470万円は、繰り越したむつ下水浄化センター増設に係る下水道事業債であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。665ページをお開き願います。

まず、第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは下水道事業全般にわたる事務経費でありまして、主なものといたしましては、下水道課職員6人分の給与費、下水道使用料徴収に係る運営費等となっております。不用額183万3,597円の主なものは、下水道工事に係る補助金の執行残などとなっております。

次に、667ページに移りまして、第2目管渠維持費についてであります。これは下水道管渠の維持管理にかかわる経費でありまして、主なものといたしましては、マンホール等の維持管理に係る電気料及び電話料等となっております。不用額127万4,347円の主なものは、工事請負費等の執行残などとなっております。

次に、第3目処理場管理費についてであります。これは下水処理場4カ所の運転維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、670ページの処理場運転維持管理業務委託料、電気料等となっております。

不用額592万7,275円の主なものは、大規模修繕工事がなかったことによる工事請負費の執行残などとなっております。

次に、第4目集落排水施設費についてであります。これは脇野沢地区の漁業集落排水処理施設2カ所の維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、672ページの施設等維持管理及び汚泥汲取運搬業務委託料等となっております。

次に、671ページの第2項建設事業費、第1目下水道整備費についてであります。これは下水道整備事業に要した経費でありまして、主なものとい

たしましては、管渠工事の実施設計業務委託料、下水道管整備の交付金事業等となっております。

不用額561万6,560円の主なものは、工事請負費の執行残などとなっております。

なお、繰越明許費2,947万5,000円は、むつ下水浄化センター増設に係る実施計画作成委託であります。

次に、675ページに移りまして、第2款公債費であります。これは下水道整備のために借り入れた地方債及び資本費平準化債の元利償還金であります。

以上が平成30年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） これで下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算には、川内、大畑、脇野沢地区の下水道料金の引き上げ分800万円が計上されておりましたが、決算ではどのくらい実施されたのか。できましたら地区ごとに、また3つの地区の合計額を教えてくださいと思います。

○委員長（東 健而） 下水道課長。

○公営企業局下水道課長下水道部下水道課長（中村 亨） 平成30年度の下水道使用料の改定における増収額は、大畑地区で304万円、川内地区154万円、脇野沢地区50万円、漁業集落排水処理施設で9万円、増収額の合計は517万円となっております。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第89号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第89号 平成30年度下水道事業特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

平成29年度から平成31年度までの3カ年をかけて旧むつ市の下水道料金に合わせ、大畑地区、川内地区、脇野沢地区住民の下水道料金を段階的に値上げする、その2年目の値上げが実施された決算です。合計額517万円の値上

げが反映された決算です。よって、反対いたします。

○委員長（東 健而） これより議案第89号を採決いたします。

議案第89号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者2人）

○委員長（東 健而） 起立多数であります。よって、議案第89号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第90号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） それでは、議案第90号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の689ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。一般会計からの繰入金3,440万9,313円となっております。

次に、693ページに移りまして、歳出についてであります。公債費につきましても、田名部まちなか団地建設事業に係る公共用地先行取得事業債の借り入れに係る償還金元金2,622万円並びに道の駅整備事業に係る償還金元金657万円の合計3,279万円、償還金利子につきましても、田名部まちなか団地建設事業及び道の駅整備事業に係る公共用地先行取得事業債の借り入れに係る償還金利子の合計161万9,313円となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） これで公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第90号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11時 38分 休憩

午前 11時 40分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第91号 平成30年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 議案第91号 平成30年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書701ページをお開き願います。

平成30年度むつ市介護保険特別会計の歳入総額は、収入済額の合計欄のとおり、65億1,305万8,344円となっております。

次に、705ページをお開き願います。歳出総額は、支出済額の合計欄のとおり、64億6,783万1,790円となり、歳入歳出差し引き4,522万6,554円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立てしております。

それでは、まず歳入の主な部分についてご説明いたします。決算書の711ページをお開き願います。

第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でありまして、調定額13億6,105万820円に対しまして、収入済額は13億2,535万6,960円となっております。不納欠損額は1,151万7,435円で、2年間の時効期間の経過に伴う徴収権の消滅により不納欠損処分としております。収入未済額は2,584万8,100円で、収納率につきましては決算書に明示しておりませんが、現年賦課分で前年度より0.4ポイント増の99.3%、滞納繰越分で前年度より6.4ポイント減の8.1%、全体で前年度より0.6ポイント増の97.4%となっております。

次に、713ページに移りまして、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村の負担金で、収入済額は2,276万5,000円となっております。

次に、715ページに移りまして、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料に係る督促手数料でありまして、収入済額は16万600円となっております。

次に、717ページに移りまして、第4款国庫支出金についてであります、これは介護給付費や地域支援事業に対する国の負担金等でありまして、収入済額は16億4,392万2,227円となっております。

次に、719ページに移りまして、第5款支払基金交付金についてであります、これは40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料に相当し、介護給付費及び地域支援事業見込額の27%が交付されるものでありまして、収入済額は16億4,765万4,000円となっております。

次に、721ページに移りまして、第6款県支出金についてであります、これは介護給付費や地域支援事業に対する県の負担金等でありまして、収入済額は9億4,375万4,949円となっております。

次に、723ページに移りまして、第7款財産収入についてであります、これは財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額は14円となっております。

次に、725ページに移りまして、第8款繰入金についてであります、これは本会計の給付費、事務費等に対する一般会計からの繰入金でありまして、収入済額は9億2,893万5,688円となっております。

次に、727ページに移りまして、第9款諸収入についてであります、これは主に介護報酬返納分でありまして、収入済額は50万8,906円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の731ページをお開き願います。

第1款総務費についてであります、これは介護保険業務システムの改修業務委託料や介護認定審査会及び認定調査等に要する経費でありまして、支出済額1億194万816円となっております。

次に、735ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります、これは歳出全体の92.1%を占める介護保険制度の各種サービスに係る給付費でありまして、支出済額59億5,510万7,161円となっております。前年度より1億223万5,643円、1.7%の増となっております、これは1人当たりのサービス利用件数の増加によるものであります。

なお、不用額8,539万2,839円の主な要因といたしましては、居宅介護サービス等の利用者数の見込みが下回ったことによるものであります。

次に、第2款保険給付費の主なものについてご説明いたします。まず第1項、介護サービス等諸費についてであります、これは要介護認定を受けた方が利用した各種介護サービスに対する給付費でありまして、支出済額53億9,359万9,575円となっております。主なものといたしましては、第1目居宅

介護サービス給付費24億2,735万5,034円、認知症対応型共同生活介護サービス等に係る第3目地域密着型介護サービス給付費7億6,012万481円、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設等介護保険3施設の入所に係る第5目施設介護サービス給付費18億6,440万6,230円などとなっております。

次に、737ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは介護度の低い要支援の方々を対象とした各種介護予防サービスに対する給付費でありまして、支出済額9,022万4,249円となっております。

次に、739ページに移りまして、第3項その他諸費は、介護給付に係る審査支払手数料でありまして、支出済額589万9,887円となっております。

次に、第4項高額介護サービス等費についてであります。これはサービス利用者の1カ月に支払った負担額が一定の上限額を超えた場合に支払われる給付費でありまして、支出済額1億5,939万4,094円となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは所得の低い方が介護保険施設を利用する場合の食費及び居住費負担の軽減に要する給付費でありまして、支出済額2億9,103万5,070円となっております。

次に、741ページに移りまして、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは医療保険制度と介護保険制度、両制度の限度額適用後に世帯内の1年間の自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合に支払われる給付費でありまして、支出済額1,495万4,286円となっております。

次に、743ページ、第3款地域支援事業費についてであります。これは介護予防等の事業に係る経費でありまして、支出済額2億4,478万7,278円となっております。

なお、不用額6,486万5,722円の主な要因といたしましては、介護予防・生活支援サービス事業の利用者数の見込みが下回ったことによるものであります。

次に、第3款地域支援事業費の主なものについてご説明いたします。

まず、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは訪問型サービス及び通所型サービス事業に係る経費でありまして、支出済額1億3,486万7,805円となっております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてであります。これは介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業等に係る経費でありまして、支出済額1,118万5,067円となっております。

次に、747ページに移りまして、第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは地域包括支援センター運営経費や高齢者権利擁護事業等に係る経費でありまして、支出済額9,808万2,200円となっております。

次に、757ページに移りまして、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を基金に積み立てしたものでありまして、支出済額14円となっております。

次に、761ページに移りまして、第7款諸支出金についてであります。これは保険料の更正のための還付金と給付費の精算に伴う国・県支払基金への償還金でありまして、支出済額1億6,599万6,521円となっております。

以上が平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） これで介護保険特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 介護保険料の滞納状況をお知らせください。

それからまた、平成30年度予算では、保険料が引き上げられて、総額1億3,841万5,200円の予算が計上されていましたが、実際に実施された額は幾らでしょうか。

○委員長（東 健而） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 介護保険料の未納額についてお答えいたします。

未納額は2,584万8,100円で、滞納者数は567人となっております。介護保険料の改定による影響額につきましては、先ほど工藤委員がお話しされました1億3,841万5,200円となります。

○委員長（東 健而） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そうすると、予算に計上された額そのままが実施されたということになるのですか。

○委員長（東 健而） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 先ほど答弁いたしました額については、推計値となります。決算額についても、同程度の影響額と考えてよろしいかと思えます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 1点だけお聞きします。

この介護保険のさまざまな事業を平成30年度やった結果、それぞれの事業

について不用額が結構出ています。ということは、これはその事業を使わなくてもよかったということで、健康な高齢者がふえているということに比例するかどうか、もしわかっていたらお知らせ願いたいと思います。

- 委員長（東 健而） 高齢者福祉課長。
- 福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 今回の介護保険特別会計での不用額につきましては、健康な高齢者がふえているというわけではなくて、介護給付費の予算の積算に当たりまして、給付費の実績、制度改正、サービスの受給者の伸びを勘案して積算しております。それぞれ積算しておりますが、報酬改定の影響等不確定な要素があるため、予算額、実績額との乖離が生じたことによって不用額が発生しております。したがって、齊藤委員のおっしゃいます健康な方がふえたから不用額が生じたということではないということになります。
- 委員長（東 健而） 齊藤孝昭委員。
- 委員（齊藤孝昭） 今の答弁でいくと、当初予算の見積もり、積算というのは非常に難しいということで、制度のこともあるかもわかりませんが、会計整理上、不用額が多額に出るということは、本来やろうとしていたことがやれなかったのではないか、または本来やるべきことをやらなかったのではないかというふうなそれぞれの見方がありますので、この不用額が多いということについては、やはり次の年度、予算のとき、もう少し精査できるような努力が必要ではないかというふうに思いますが、国の制度または県の制度等いろいろ弊害はあるかもしれませんが、そのところをできるだけ正確に当初予算をつくる必要があると思いますが、そんなので答えることというのはできるのですか。
- 委員長（東 健而） 高齢者福祉課長。
- 福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 当初予算の積算に当たりましては、先ほど申し上げたとおり、国の制度、県の制度、そういう報酬改定の影響等を勘案しながら予算の積算に努めてまいりたいと考えております。
予算の事業に関しましても、不用額が生じることをないよう積算に努めてまいりたいと思います。
- 委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） 説明資料のほうに介護認定者の数字等が出ていますけれども、例えば今ふえているのが痴呆症とかが多くなってきているのですけれども、そういった区別……訂正します、認知症ですけれども、そういった区別をした認定というのはあるのでしょうか。ただ、身体の支援だけで認定し

ているのでしょうか、お知らせください。

○委員長（東 健而） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 要介護認定の区分につきましては、認知症それぞれ身体の状態等を勘案して区分しておりますので、それぞれの区分というのは現在把握しておりません。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 今、それぞれの区分は把握していないということでご答弁いただいたのですか。

○委員長（東 健而） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（池田雅文） 要介護認定をする際には、認知度だったり身体の状態等を勘案して認定の区分をいたします。そのため、認知症の方の数とか、それぞれ身体状況の数とかというのは把握していないということでございます。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 把握しないけれども、対策等はさまざまとられているのですけれども、やっぱり数字というものは大きく情勢をあらわす場合があると思うのです。今こういったインターネットが普及している時代に、先ほどもそうでしたけれども、把握していないということはちょっとどうかなと思いますので、きちんときめ細かな分析が次の施策に展開できるのではないかなと思います。その辺のところはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 昨日から不用額が多いとか、予算上ちょっと誤りではないとか、精査しなければだめだとかという話があるけれども、私は不用額、大いに結構。これは、努力の結果不用額がふえたのであって、これを見ると、結構やっていますね。別に不用額がふえたから事業をやらないという、私はそうはとっておりません。職員の努力によって、この不用額がふえた。私は大いに結構だと思います。むつ市の財政を鑑みて、こういう幾らでも残そう、そういう気持ちがないと、不用額が余り多い多いと言われると、予算がついたのを無理して使うおそれがある。それは、私は絶対してはならないことだと思っておりますので、職員の皆さん、経費削減して不用額つくるのは大いに結構です。頑張ってください。

以上。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで議案第91号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

(4番 工藤祥子委員登壇)

○委員(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議案第91号 平成30年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

介護保険が平成12年にスタートして、3年の改定ごとに保険料の引き上げが続いています。平成30年度も値上げとなりました。推計で総額1億3,841万5,200円が計上されていましたが、ほぼ同額が実施されたという答弁でした。減り続ける年金と相まって、介護保険料のこの値上げ実施は、皆さんの生活を追い詰めているという現実があります。よって、私はこの議案第91号に反対いたします。

○委員長(東 健而) これより議案第91号を採決いたします。

議案第91号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者2人)

○委員長(東 健而) 起立多数であります。よって、議案第91号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第92号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長(立花一雄) それでは、議案第92号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。決算書769ページをお開き願います。

初めに、平成30年度の決算ですが、770ページの歳入合計、1ページめくりました772ページの歳出合計、ともに3,277万2,574円で、差し引き残額はゼロ円となっております。

それでは、まず歳入につきましてご説明いたします。777ページをお開き願います。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料についてであります。これは魚市場の使用料で、自動販売機設置に係る行政財産使用料となっております。

次に、779ページに移りまして、第2款財産収入、第1項財産運用収入についてであります。これは地方卸売市場大畑町魚市場基金の預金利子による運用収入となっております。

次に、781ページに移りまして、第3款繰入金、第1項基金繰入金についてであります。これは新魚市場施設整備のための地方卸売市場大畑町魚市場基金からの繰入金となっております。

次に、第2項他会計繰入金についてであります。これは一般会計からの繰入金となっております。

次に、783ページに移りまして、第4款繰越金についてであります。繰越金はありませんでした。

次に、785ページに移りまして、第5款諸収入、第1項雑入についてであります。これは消費税及び地方消費税還付金、建物災害共済金などとなっております。

次に、787ページに移りまして、第6款市債についてであります。これは新魚市場施設整備に関する市債でありまして、平成30年度は起債を行わなかったため減額補正しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。791ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは魚市場の一般管理及び魚市場運営審議会に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、一般会計繰出金、魚市場運営審議会委員報酬などとなっております。

次に、793ページに移りまして、第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費についてであります。これは魚市場の管理に要した経費でございます。主なものとしたしましては、新魚市場への移行期間中の旧魚市場の光熱水費、新魚市場及び旧魚市場の占用料などとなっております。

次に、その下の第2目新魚市場施設整備費についてであります。これは新魚市場の整備に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、電動フォークリフト購入費などとなっております。

次に、795ページに移りまして、第3款公債費についてであります。これは新魚市場整備事業に関する事業債の長期債利子でございます。

以上が平成30年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（東 健而） これで魚市場事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 魚市場事業特別会計についてお尋ねいたします。

今イカが不漁だということで、昨年とことし、大変な状況になるのですけ

れども、何か新たな事業等の対策等は昨年行われているのか、それともまたそれに勘案したように何か計画等がありましたら、関連してお聞きいたします。

○委員長（東 健而） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（立花一雄） 今のお尋ねにつきましては、本委員会におきましては決算状況の説明ということでございまして、大変申しわけございませんが、お答えいたしかねますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 決算の金額には事業というのがやはり関連して入ってくると思うのですが、それは数字だけのということですか。数字以外の、その数字にかかわる事業についてはご質疑できないということですか、お答えできないということですか。

○委員長（東 健而） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（立花一雄） 先ほどのお尋ねは、今後の事業の考え方というようなことだと思っておりましたので、その点については差し控えたいということでの答弁でございます。よろしく願います。

○委員長（東 健而） 濱田委員に申し上げますけれども、決算の質疑以外の質疑は受けかねますので、ご了承願います。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 失礼しました。訂正させていただきます。

私の考えとしては、決算の数字につきまとうのが全て事業だと思ひまして、そしてそういった関連の中でお尋ねいたしました。では、訂正いたします。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第92号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第93号 平成30年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

- 公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 議案第93号 平成30年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書7ページをお開き願います。

下段の平成30年度むつ市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、平成30年度水道事業会計の未処分利益剰余金2億3,374万2,942円のうち、純利益相当分の1億1,063万5,926円を減債積立金に積み立て、その他未処分利益剰余金変動額相当分の1億2,310万7,016円を資本金へ組み入れる処分をするため提案するものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

- 委員長（東 健而） これで水道事業会計利益剰余金の処分についての説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第93号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第94号 平成30年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

- 公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 議案第94号 平成30年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。

1ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額は消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、収益的収入についてであります。第1款水道事業収益の決算額は17億6,714万7,290円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益で、主なものといたしましては、水道料金等となっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる利益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入等となっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益からは除外すべき利益でありまして、過年度分に係る長期前受金となっております。

次に、収益的支出であります。第1款水道事業費用の決算額は16億2,018万8,546円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要する費用でありまして、主なものといたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費等となっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息等となっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、水道施設処分に係る固定資産除却損及び不納欠損等に係る過年度損益修正損となっております。

不用額4,503万6,454円の主なものといたしましては、営業費用の水道施設に係る修繕費及び水道施設管理に係る委託料等の執行残などとなっております。

次に、3ページに移りまして、資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は7億5,616万4,000円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、上水道整備事業及び水道管路緊急改善事業等に充てる企業債借入金、第2項一般会計負担金は、企業債償還等に充てる一般会計からの繰入金、第3項国庫補助金は、上水道整備事業及び水道管路緊急改善事業に充てる国からの交付金、第4項その他資本的収入は、財務会計システム購入に伴う下水道事業会計の負担金、第5項工事負担金は、配水管移設工事に伴う負担金となっております。

次に、資本的支出の決算額は、13億4,757万9,472円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要する費用であ

りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用であります。第3項国庫補助金返還金は、固定資産の売却に伴い生じた国庫補助金の返還に要する費用であります。

なお、4ページの資本的支出の不用額6,049万2,301円の主なものとしたしましては、建設改良費の上水道整備事業の継続事業終了に伴う執行残となっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億9,141万5,472円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、5ページに移りまして、平成30年度むつ市水道事業損益計算書ですが、これは水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益では、水道料金収入である(1)給水収益が主なものであります。

2の営業費用では、(1)の原水及び浄水費から(4)の総係費までの部門別経費及び減価償却費等が主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である(3)負担金及び補助金等で取得した固定資産の減価償却等に係る(4)長期前受金戻入等が主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)支払利息等が主なものであります。

この結果、営業利益に営業外利益を加えた経常利益に特別損失153万8,433円を加えた当年度純利益は1億1,063万5,926円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益を合わせた当年度未処分利益剰余金は2億3,374万2,942円となりました。

決算の総括的な概況につきましては、13ページ以降の水道事業報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上が平成30年度むつ市水道事業会計決算の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(東 健而) これで水道事業会計決算の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員(中村正志) 収益的収入及び支出についてお伺いをしたいと思います。平成30年度は1億1,000万円ほどの純利益を出した決算となっております。平成29年度と比較すると1,000万円ちょっと、約10%の減少となっております。

るわけなのですが、やはり水道事業を継続的に続けていくためには、この部分をいかに確保していくかというのが非常に大事になると思っております。

そこで、今後給水量が減少していくことが予想される中で、あと原材料の値上がり等というのも今後十分に予想つくと思うのです。その中において、給水原価を見たとき、比べたとき、給水原価のほうもこれ平成30年度は若干上がっております。その給水原価のほうをいかに抑えていくかということも非常に大事だと思っておりますが、それらについて平成30年度の決算を見てどのような判断といいますか、考え方をしているかお聞きしたいと思います。

○委員長（東 健而） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 水道事業につきましては、現在高齢化等も進みまして、非常に収益が毎年低く落ちてきております。それに伴いまして、収益の確保というのなかなか難しい状況でございます。そのため現在事業の施設管理など、委託等を進めておりまして、費用の削減を現在のところ進めております。そのため、職員等も今減らして、委託を進めているところでございます。

今年度もそうなのですが、ここら辺のところは今後も変わらないところでありまして、引き続き費用の削減等を含めまして、また今西通り地区で施設の統合等も進めていますが、施設を少なくして維持管理経費を少なくするというところを進めていくことになるかと考えております。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 営業外費用のところ支払利息が2億1,489万2,572円とありますけれども、一番後ろの5ページです。総額の借入金はどれくらいになっているのかお知らせください。

○委員長（東 健而） 答弁願います。公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 企業債の残高でございますが、平成30年度で約126億円ほどになっております。

以上です。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 126億円、合計で企業債があるということですが、例えばその新たな借りかえ等はしているのでしょうか。利息の安いほうの借りかえ等。

○委員長（東 健而） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 現在借りかえは、対象となるものにつきましては借りかえは全て終了しております。民間の銀行等の借り入れにつきましても考えておりましたが、この場合一般会計の負担もそれに伴って

非常に大きくなることから、現在のところ借り入れが可能なものはないものと考えております。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第94号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 零時 28分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 東 健 而